福岡の果樹特別対策事業実施要領（第４関連）

（別紙）

１．福岡県育成品種苗木導入事業

（１）対象品目　：かんきつ類（北原早生、早味かん）
　　かき（秋王）
　　なし（玉水）
　　キウイフルーツ（甘うぃ）
　　いちじく（とよみつひめ）

（２）対象者　　：対象品目の苗木を購入し、植栽する生産者

（３）助成対象　：対象者に苗木購入金額に応じて支援

（４）補助額　　：苗木購入金額の３/１０以内
　　※ただし、補助額は１千円未満切捨てとする。

（５）添付書類等：①果樹経営対策事業を利用しない場合は、改植または新植前・後の園地の写真（日付必要）及び配置図
　　②請求書または領収書の写し（品種・数量・単価必要）

２．ジョイント栽培導入事業

（１）対象品目　：かき、なし、もも、すもも

（２）対象者　　：対象品目をジョイント栽培し、接ぎ木作業を委託する生産者

（３）助成対象　：対象者に接ぎ木作業の委託費用を支援

（４）補助額　　：接ぎ木作業の委託費用の１/２以内
　　※ただし、補助額は１千円未満切捨てとする。

（５）添付書類等：①接ぎ木作業前・後の写真（日付必要）及び配置図
　　②請求書または領収書の写し（人数・日数・単価必要）

３．果樹産地課題解決支援事業

（１）対象品目　：果樹全般

（２）対象者　　：県内ＪＡ

（３）助成対象　：対象者に次の費用を支援
　　（資材費の他「業務方法書別表１の２推進事業に記載されている費用」）

（４）補助率　　：助成対象費用の１/２以内
　　※ただし、補助額は１，０００千円以内で１千円未満切捨てとする。

（５）要件等　　：①事前計画書が福岡県園芸振興推進会議果樹企画委員会で承認された事業に限る。
　　②他の補助金の対象にならない事業に限る。

（６）添付書類等：①請求書または領収書の写し（費用別明細必要）

４．その他

（１）補助額計画：令和４年度　１０，０００千円

令和５年度　１０，０００千円

令和６年度　１０，０００千円　（３カ年合計３０，０００千円以内）

以　上